

# 明石市指定給水装置工事事業者

## 各種届出等のご案内

### 【指定事項の変更】

氏名や住所等の指定事項に変更があったときは、変更のあった日から  
**装置工事事業者指定事項変更届出書**（様式第10）を提出してください。

30日以内に、「指定給水

『提出書類』 注) 個人の代表者の変更（親子等）の場合は、「氏名又は名称の変更」とする。

提出書類	変更項目	氏名又は名称の変更		住所の変更		代表者の変更（法人）		役員の変更	備考
		法人	個人	法人	個人	本社	事業所	法人	
	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式10）	○	○	○	○	○	○	○	
添付書類	誓約書（様式2）	○	○			○	△	○	
	定款（写し）	○		○		○	△		直近のもの
	登記簿謄本	○		○		○	△	○	発行日から3ヶ月以内のもの（原本）
	住民票		○		○				発行日から3ヶ月以内のもの（原本）
	現在の事業者証（紛失した場合は紛失届）	○	○	※	※	※	※		提出前に、必ず写しを保管して下さい
	事業者証の返信用封筒（角形2号封筒：A4用紙が折らずに入るサイズ）	※ (郵送希望)							

△については、お問合せください。

※ 氏名又は名称の変更の場合は、「明石市水道事業指定給水装置工事事業者証」（事業者証）を新たに交付しますので、既に交付している事業者証をお持ちいただければ差し替えいたします。住所の変更・代表者の変更の場合も、ご希望がございましたら事業者証を新たに交付いたします。なお、新たな事業者証の交付には数日の日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

注1 有限会社から株式会社への組織変更の場合は同一法人とみなし、名称の変更の扱いとします。

注2 個人事業から法人へ変更・法人から個人事業へ変更等の場合は、従前の事業者の指定を廃止し、新規の指定事業者としての手続きとなります。

### 【主任技術者の選任・解任】

給水装置工事主任技術者を新たに選任又は解任したときは、速やかに（当該事由が発生した日から 14日以内 を目途に）「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第3）を提出してください。

選任と解任が同時の場合は、1枚の届出書に両方を記載してください。

なお、給水装置工事主任者を選任するときは、当該主任技術者の免状の写し を添付してください。

【事業の廃止、休止又は再開の届出】

廃業や合併による消滅等があったときは、次のとおり「給水装置工事事業者 廃止 休止 再開 届出書」（様式第11）を提出してください。

■廃止、休止 当該廃止又は休止の日から 30日以内

■再開 当該再開の日から 10日以内

※再開前でも受付しています。

なお、廃止の場合は、「明石市水道事業指定給水装置工事事業者証」（事業者証）を返納してください。

【事業者証の再交付】

何らかの事情により、事業者証の再交付を希望される場合は、再交付の願書を提出してください。（定められた様式はありません。下の例を参考にしてください。）

なお、事業者証の再交付には、数日程度の日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

指定給水装置工事事業者証再交付願

令和〇〇年〇〇月〇〇日

明石市公営企業管理者 様

届出者 〇〇市〇〇町〇-〇  
(株)〇〇〇〇

代表者 〇〇〇〇

指定給水装置工事事業者証を当社の事務管理が不十分のため、紛失しましたので、再交付をお願いします。

なお、今後は本証の紛失等のないよう細心の注意を払いますとともに、後日発見したときは直ちに返納し、不正使用はいたしません。

【お問合せ先】

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

明石市水道局給水係

電話 : 078-918-5067

FAX : 078-912-1110